

府 薬 第 2 4 号

令和 2 年 5 月 22 日

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課長 様

一般社団法人 京都府薬剤師会

会長 河 上 英 治



令和 2 年度薬局における薬剤交付支援事業の実施について（依頼）

平素は当会の事業運営に多大なご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和 2 年度薬局における薬剤交付支援事業委託費交付要綱に基づき、標記事業を別添のとおり実施します。

つきましては、当会に所属していない薬局への周知についてご配慮をお願い
します。

担当：事務局 松本

Tel 075-551-0376

Fax 075-525-1650



保険薬局 各位

一般社団法人 京都府薬剤師会

薬局における薬剤交付支援事業の実施に関する留意点等について

平素は会務運営にご協力いただきありがとうございます。

患者に薬剤の配送等を行う場合の配送料については、「療養の給付と直接関係のないサービス」として患者から徴収できるものでありますが、令和2年4月30日に成立した令和2年度補正予算において、新型コロナウイルス感染症患者等への支援として、「電話や情報通信機器による服薬指導を行った患者に対して薬局が薬剤を配送等する費用を支援する」ための費用が設置されました。京都府では本会が事業実施者として、配送に係る費用の支援事業を実施します。別添の日本薬剤師会通知「薬局における薬剤交付支援事業の実施に関する留意点」を十分にご理解いただき、配送に係る費用の請求手続きを行ってください。

また、本事業は、4月10日事務連絡の「5. 本事務連絡による対応期間内の検証」に用いるとされているため、電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等を行ったケース（0410対応、C o V自宅、C o V宿泊）については、配送料を本会へ請求しないものを含めて全件報告していただきますようお願いいたします。

【補助の対象】

- 1 京都府内に所在するすべての保険薬局（本会の会員・非会員は問いません）。
- 2 4月2日及び4月10日付厚生労働省事務連絡等に基づき調剤及び電話等による服薬指導を行い、患者宅等に薬剤を配送又は薬局従事者が届けた場合
- 3 処方箋発行日にかかわらず、予算の成立日（4月30日）以降に処方箋調剤を実施したもの

【事業実施期間】

- 1 令和2年4月30日～令和3年2月末日
- 2 実施期間の途中で予算の上限に達した場合はその時点で終了する。
- 3 薬局に対する費用の清算は、事業終了時期以降を予定。

【補助対象・補助額等】

- (1) 処方箋の備考欄に「CoV自宅」又は「CoV宿泊」と記載されている場合
薬剤の配送に要した費用の全額

- (2) 処方箋の備考欄に「0410対応」と記載されている場合
薬剤の配送に要した費用のうち、200円を差し引いた額

（注）振込手数料、代引き手数料等の支払いに伴う各種手数料は含まれません。

※「薬剤の配送に要した費用」は以下のとおりとします

○薬局の従事者が患者宅等に届けた場合

交通費等の実費相当額として、距離を問わず300円/1件

（宿泊療養施設に対し複数人分を同時に届けた場合も「1件」と考えます。）

○配送業者を利用した場合

配送料

薬局から本会への請求額は、下表のとおりとする。

※「0410 対応」の患者負担分（200 円）は、薬局が患者から徴収する。

処方箋備考欄	配送方法	府薬請求額	患者負担
CoV 自宅	薬局の従事者	300 円	0 円
CoV 宿泊	配送業者	配送料全額	0 円
0410 対応	薬局の従事者	100 円	200 円
0410 対応	配送業者	配送料－200 円	200 円

【配送方法及び配送に関する留意点】

- 1 予算に限りがあることから薬局の従事者が直接届けることを基本とし、それが困難な場合に限り、配送業者を使用する方法を検討する。
- 2 本事業の支援対象となる配送業者は、いわゆる宅配便を想定しており、宅配便より高価な運送サービスによる受取を希望する場合には、対象となりません。
- 3 配送業者を使用する際は、可能な限り安価な方法を優先してください。また、新型コロナウイルス感染症患者等への支援という予算の目的に鑑み宿泊療養及び自宅療養の軽症者への支援が優先されるよう配慮ください。
- 5 「0410 対応」と記載された処方箋であっても、患者が来局した場合は「0410 対応」として扱わない。
- 6 配送料請求の根拠となる資料（伝票控え、請求書等）を保存してください（提出は不要）。

【請求に係る手続き】

①「京都府薬剤師会 HP」 → 「薬剤交付支援事業の申請について」 バナーにアクセスする。



②「電話等による服薬指導等及び薬剤配送等の実施状況の一覧」及び
「振込先口座連絡書」(Excel ファイル) をダウンロードして提出資料を作成する。

※様式にある「記入上のお願い」に従って各項目を記入してください。

※『保険薬局コード (10 桁)』は都道府県コード (京都府は「26」) + 点数区分コード (薬局は「4」)
+ 保険薬局コード (7 桁) をご記入ください。(264+7 桁)

※本事業は「CoV 自宅」「CoV 宿泊」「0410 対応」と記載された処方箋の取扱いに関する検証も目的としているため、該当する処方箋について当該予算を使用しなかった場合であっても「電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況の一覧」に記載してください。この場合、欄①「府薬への請求の有無」を空欄とし、それ以外の項目 (⑥、⑬～⑯は記入不要) についてご記入ください。

(例) 患者が近隣にて無償で届けたケースは① (府薬への請求の有無) は空欄のまま、それ以外の項目 (⑥、⑬～⑯は記入不要) についてご記入ください。

※Excel シートには予め月名を表示しています。データは 1 薬局 1 つの Excel ファイルにて申請していただくため、シートを 5 月から 2 月までとしています。万一、様式の請求件数を超える場合には、行の挿入を行わず、別シートで対応してください。その場合、Excel シート名を「〇月-2」に変更して使用してください。Excel データには計算式が組み込まれているため、様式を変更しないでください。



③提出資料 (Excel) をメールにて報告する。《ファックス不可》

※報告日 4月30日～5月31日分 → 6月3日(水)まで
6月以降 1日～10日分 → 当月13日まで
11日～20日分 → 当月23日まで
21日～月末分 → 翌月3日まで

※報告日が閉局日の場合は、翌開局日に報告してください。
※Excel ファイル名を「(7桁) 保険薬局コード 薬局名」に変更し、メールの件名は「薬局名 ○月分」として下さい。

- ❖4月30日と5月分は6月3日(水)までに報告してください。
- ❖6月以降は10日ごとに累計し、期日までに報告してください。(月3回)
- ❖「21日～月末分*」の報告時のみに当月分全ての処方箋受付回数を必ず記載してください(*この間、該当処方箋がない場合も含む)。
最終的に当月分が累計されます。
- ❖Excel データに不備がある場合は再提出をお願いすることがあります。

当該薬局においては、申請の根拠となる資料を保存しておいてください。(提出は不要)

【根拠となる資料の例】

- ・処方箋の写し(備考欄に「0410 対応」「Cov 自宅」「Cov 宿泊」等が記載されているもの)
- ・配送料の金額がわかるもの(発送伝票の控え、配送業者からの請求書等)

【提出先】京都府薬剤師会 薬剤交付事業専用アドレス haisou@kyotofuyaku.or.jp

【請求にあたっての留意点】

- 「0410 対応」と記載された処方箋であっても、患者等が来局した場合には対象となりませんので、請求に係る手続きには含めないでください。(Excel 表の記載も不要)
- 一部負担金の授受に伴う手数料(振込手数料、代引き手数料等)については、対象となりません(患者の自己負担)。
- 本事業の支援対象となる配送業者は、いわゆる宅配便を想定しており、宅配便より高価な運送サービスによる受取を希望する場合には、対象となりません。
- 配送料の請求はデータ添付によるメール送信のみです。ファックス及び郵送は受付できませんのでご了承ください。

【提出書類について】(重要)

1 振込先口座連絡書 (Excel)

※初回に「電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況の一覧 (Excel)」と一緒に添付送信してください。

2 電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況の一覧 (Excel)

3 事業終了後の提出書類 (交付金額の確定後)

- ・令和2年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 (Word)

添付書類として記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料が必要です)。

【Q&A（参考）】

- Q1 この制度を使用しないで患者から実費をいただくことや府外の患者のみを対象とするなど、薬局の判断で使い分けても良いか？
- A1 配送料を負担することについて、患者の同意が得られるのであれば、問題ないと思われます。
なお、補助金を請求しないものも含めたすべての実施状況を記載の上、「電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況」をご提出ください。（令和2年5月7日 日本薬剤師会）
- Q2 複数の家族に対して同じ住所に薬を届けた場合、または配達した場合の患者負担について
- Q2-1 同居の家族2人に対してまとめて宅配で送った場合、宅配に800円かかったとすると府薬への請求はいくらになるか？
- A2-1 宅配料800円から【患者負担】200円を差し引いた600円を請求してください。
配送先が1カ所のため、患者負担も1人分となります。（令和2年5月8日 日本薬剤師会）
- Q2-2 同居の家族2人に対して薬局の従事者が届けた場合、府薬への請求はいくらになるか？
- A2-2 届先が1カ所のため、【実費相当額】300円から【患者負担】200円を差し引いた100円を請求してください。
配送先が1カ所のため、患者負担も1人分となります。（令和2年5月8日 日本薬剤師会）
- ※A2-1、A2-2について、1人からは【患者負担】200円を徴収しますが、1人からは患者負担を徴収しないこととなります。
その場合、実施状況一覧には2名分を記載いただき、1人は【患者負担】200円、もう一人は【患者負担】0円として報告ください。
- Q3 患者負担（200円）の領収書については発行すべきか？
- A3 患者から患者負担分を徴収しているため、領収書を発行してください。なお、領収書の様式は各薬局で使用されている様式をお願いします。（令和2年5月8日 日本薬剤師会）
- Q4 「0410 対応」の処方箋の場合、患者負担分の200円を患者に請求することなく薬局が負担した場合でも補助金を請求することはできますか？
- A4 この予算は、本来であれば患者が負担する必要がある配送料について補助するものであるため、患者負担を徴収したうえでなければ補助金を請求することはできません。
なお、補助金を請求しないものも含めたすべての実施状況を記載の上、「電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況」をご提出ください。（令和2年5月11日 日本薬剤師会）
- Q5 地域によってはタクシーが薬局に薬を取りに来て自宅まで配達してくれるサービスがあるようだが、その費用は請求できるか？
- A5 この事業は配送業者を利用した際の費用の補助となっております。
この事業の支援対象となる配送業者はいわゆる宅配便を想定しておりますので、タクシー等は対象外となります。（令和2年5月12日 日本薬剤師会）
- Q6 配送料が患者負担の200円に満たない場合、患者負担及び請求額はいくらになるのか？
- A6 配送料が患者負担の200円に満たない場合、かかった送料の実費を患者からいただってください。
なお、請求しないものも含めたすべての実施状況を記載の上、「電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況の一覧」をご提出ください。（令和2年5月13日 日本薬剤師会）

Q7 生活保護受給者に対する配送料等の一部負担分はどのような取扱いか？

A7 5月18日付厚生労働省事務連絡によると、4月10日事務連絡の取扱いに従い実施された、電話等による服薬指導等に伴い発生した患者宅等への薬剤の配送料等については、4月30日以降に実施される薬剤交付支援事業の対象とされています。(医療扶助給付対象)

医療扶助にかかる給付手続きについては、薬局から被保護者(生活保護受給者)に請求を行った後、被保護者から福祉事務所に申請を行うことになります。薬局は配送料自己負担分にかかる領収書を交付してください。